

2025年8月1日

被保険者 各位

健保通達 07-08-65  
文化シヤッター健康保険組合  
理事長 市川 治彦

## 被扶養者確認調査について ～Webによる資格調査（検認）実施のご連絡～

平素より健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、本年も健康保険法施行規則第50条に毎年実施することが定められております被扶養者の資格調査（検認）を行います。

この調査は、現在 被扶養者となっている方が、引き続き被扶養者としての基準を満たしているか、認定基準に照らし合わせて再確認させていただくものです。健康保険法を順守するために行う重要な調査であり、被扶養者数は健康保険組合の財政に大きく影響します。

また、昨年度通達にてご案内した通り、「夫婦共同扶養の状況確認調査」を併せて行います。

夫婦双方に収入があり、夫婦とも健康保険の被保険者で、子や親などを扶養する場合（夫婦共同扶養）は、原則として「年間収入の多い方」の扶養に入ります。

配偶者が被保険者の扶養でない場合に、被扶養者の主たる生計維持者を確認するため、配偶者の収入を証明する書類をご提出いただき、夫婦どちらの扶養となるかを再確認させていただきます。

※※必ず期限までに必要書類をご提出下さいよう、ご協力をお願い致します。※※

本年度も、個人情報の保護・業務効率化の観点から、被保険者ご自身がサイトにログインして、必要書類を確認し、書類をアップロードするWebによる資格調査（検認）を行います。

※本年度は、被保険者様の利便性を考慮し、下記の通りログイン方法等を簡素化いたします。

### 《 昨年度からの変更点 》

#### ① ログイン方法

昨年度；「KOSMO Web」にログイン ⇒ 「MY HEALTH WEB」に登録 ⇒ 提出書類の確認と提出

⇒ 今年度；「MY HEALTH WEB」に直接ログイン ⇒ 初回登録・パスワード変更 ⇒ 提出書類の確認と提出

MY HEALTH WEB ログイン時に必要な「仮パスワード」は

8月上旬（8月4日健保より発送予定）に会社様経由で対象者様宛に送付いたします

「令和7年度 健康保険 被扶養者資格調査（検認）実施のご案内（オレンジ色の封筒）」に  
記載してご連絡致します。

※「医療費通知」「医療費控除用通知」は、引き続き「KOSMO WEB」にて閲覧いただけます。

#### ② 被扶養者の対象年齢を 19歳以上 ⇒ 15歳以上 に変更します。

#### ③ 「夫婦共同扶養の状況確認調査」を行います。

## 《 実施要領 》

### 1. 被扶養者確認調査 対象者；「令和 7(2025)年 4月 2日現在 15歳以上の被扶養者」

※令和 7 年 4 月 1 日以降被扶養者となった方、再雇用で再認定になった方は含まれません。

※令和 7 年 12 月 31 日までに退職する方は提出不要です。

※15 歳未満の被扶養者の方につきましては検認を省略致しますが、現在基準額を超える収入がある場合  
扶養から外す手続きをお願い致します。

### 2. 夫婦共同扶養の状況確認調査 対象者；

「令和 7(2025)年 4 月 2 日現在 3 歳以上の末子が当健康保険組合の被扶養者であり、配偶者が  
当健康保険組合に入っていない方

### 3. 調査開始； 令和 7(2025)年 8 月 8 日（金）より MY HEALTH WEB サイトオープン

「<https://bunkashutterkenpo.mhweb.jp>」よりログインして調査を開始して下さい。

### 4. 提出期限； 令和 7(2025)年 9 月 30 日(火)

※ログイン、初回登録(連絡先登録)は 9 月 12 日(金)までに行ってください。

### 5. 提出方法； 調査対象の被保険者ご自身で「MY HEALTH WEB」へログインの上、提出書類を確認し、 提出書類をアップロードして下さい。

※提出方法の詳細は 8 月上旬(8 月 4 日健保より発送予定)に会社様経由で送付いたします  
「令和 7 年度 健康保険 被扶養者資格調査(検認)」実施のご案内(オレンジ色の封筒)  
をご確認ください。

#### ■ 「MY HEALTH WEB へのアクセス方法」についてのお問い合わせ先

《MY HEALTH WEB ヘルプデスク》

03-5213-4467 ※9:00～17:00(土日祝日を除く)

#### ■ 「被扶養者資格調査(設問や必要書類)についてのお問い合わせ先

《法研コールセンター 文化シヤッター健康保険組合 被扶養者資格調査 担当》

0120-875176 ※9:00～17:00(土日祝日を除く)

※期限間近になるとお電話が込み合うことが予想されますので、お早めにご準備下さい。

### 6. 注意事項

提出期限(令和 7(2025)年 9 月 30 日(火)までに未提出の場合は、提出期限の翌月 1 日付で被扶養者の  
資格を喪失することになります。

### 7. 資格確認作業について

委託先である「株式会社 法研」が資格確認作業を行います。

※個人情報の取り扱いにつきましては、文化シヤッター健康保険組合HP「個人情報保護方針」を  
ご確認下さい。

### 8. 文化シヤッター健康保険組合 担当

渡辺、吉田 (TEL) 03-5842-3060

以上